

2008年12月吉日

協賛事業者 各位

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構
東京都千代田区平河町 1-7-20
平河町辻田ビル5F
電話:03-5211-0772
代表理事 大垣尚司

一般社団法人への移行についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、有限責任中間法人移住・住みかえ支援機構は、2008年12月1日より、公益法人改革の一環として制定された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、社名が一般社団法人 移住・住みかえ支援機構に変更されることとなりました。

今回の社名変更は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行にともなうものであり、機構組織・業務内容等が変更されるものではありません。

なお、「協賛事業者登録証」につきましては、特に改めて発行することはせず、次回更新時の変更とさせていただきますのでご了承ください。

今後とも変わらぬお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人について

一般社団法人とは、公益的な活動並びに社員に共通する利益を図るための活動等幅広い活動を行う、営利を目的としない団体（非営利法人）です。社員には株式会社のような出資持分は認められず配当も禁止されています。このため、事業に必要な資金は別途無利息で原則として解散時まで返済がなされない基金や社員の経費負担で賄います。

なお、公益法人改革の結果、現在ある公益法人（社団法人・財団法人）も2013年までに一度一般社団法人もしくは財団法人とした上で、あらためて公益性の認定を受けることになっています。

以上